

指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号の第 8 条に基づいて、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名	独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院
所在地	周南市孝田町 1 番 1 号
代表者名	院長 沼 文隆
電話番号	0834-28-4411

2. 事業所概要

事業所名	JCHO 徳山中央病院附属訪問看護ステーション
指定番号	1590047
所在地	周南市孝田町 1 番 1 号
電話番号	0834-28-4475

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

JCHO 徳山中央病院附属訪問看護ステーション（以下「本事業所」という。）は、適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、ご利用者の意思および人権を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等を提供することを目的とします。

運営の方針

- （1）本事業所の看護師その他の従業員は、ご利用者の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定し支援します。
- （2）事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- （3）本事業所は、必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4. 本事業所の職員体制（令和 8 年 4 月 1 日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1 名	
看護師	3 名	1 名
事務員		1 名

- （1）管理者は、指定訪問看護等の事業が適切に行われるように管理・統括し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。
- （2）看護師は、主治医の指示書と居宅介護サービス計画に沿って訪問看護計画書を作成しご利用者に提供します。当該計画に基づき指定訪問看護等を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成します。
- （3）事務員は、必要な事務を行います。

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（祝・休日、12月29日～1月3日を除く） 午前8時30分から午後4時30分（ただし通常の訪問看護を行う時間は午前9時から午後4時30分）
----------	---

6. 営業地域

通常の地域	周南市（須金地区、鹿野地区、戸田地区、熊毛地区、離島は除く） 下松市
-------	---------------------------------------

7. 提供するサービスの内容

- 病状・障がいの観察
- 清拭・洗髪等による清潔の保持（入浴、排泄介助等を含む）
- 療養上のお世話（栄養・食事、服薬管理等を含む）
- 褥瘡の予防・処置
- 点滴・カテーテル等の管理（痰の吸引、経管栄養、酸素療法等を含む）
- 人生の最終段階のサポート（痛み・苦痛の緩和への対処、緊急時の対応、心のケア等）
- 看護師ができるリハビリテーション（状態の悪化や寝たきり予防、介護用品の相談等）

8. 利用料

- 利用料として居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いをご利用者から受けるものとします。
- ご利用者は、徳山中央病院附属訪問看護ステーション利用料金表（別表）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い方法
毎月15日前後に前月分請求書をお渡しいたします。
ご利用者の指定の口座から、口座振替をいたします。
利用料は、1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、指定する口座から振り替えます。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、訪問当日9時までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
訪問当日9時までにご連絡をいただいた場合	不要です。
訪問までにご連絡のない場合	1提供にあたり料金の100%を請求いたします。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料を請求いたしません。

キャンセル時の連絡先 → JCHO 徳山中央病院附属訪問看護ステーション

0834-28-4475

9. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり、病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要な措置を講じるとともに、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

10. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、市町村、ご利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) ご利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 虐待の防止

本事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する担当者を設置し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に努める環境整備に努めます。
- (4) サービス提供中に従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (5) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備します。

12. 身体的拘束等の適正化について

本事業所は、ご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 個人情報

- (1) ご利用者又はご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 本事業所が得たご利用者又はご家族の個人情報については、本事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者又はご家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

14. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

15. 苦情申し立て窓口

- (1) 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- (2) 提供した指定訪問看護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3) 提供した指定訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとします。

サービスに関する相談や苦情は、各所窓口で受け付けております。最後のページをご覧ください

16. 感染症対策の強化

本事業所は、本事業者の院内感染防止対策委員会に属し、おおむね6月に1回以上の委員会が開催された結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的実施します。

17. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、ご利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

18. 業務継続計画の策定

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成し、必要な措置を講ずるよう努めます。
- (2) 感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう、研修及び訓練を定期的（各年1回以上）に行います。

19. ハラスメント対策

サービス利用契約中に、ご利用者やご家族が、暴力・ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出すなど）

20. 特定行為の実施

当事業所は、特定行為研修を終了した看護師が、医師の指示に基づいた手順書に準じて、「診療の補助」を実施しています。特定行為の実施にあたっては、安全に十分に配慮して行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2 1. 同行訪問・実習の受け入れ

当事業所は、看護学生や研修看護師・薬剤師の教育機関です。そのため、訪問看護師の指導のもと、研修・実習生が同行して見学・援助を行う場合があります。同行者も個人情報保護方針に基づき、情報を適切に取り扱います。同意いただけない場合にも、サービス提供に不利益が生じることは一切ございません。

2 2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について 実施なし

2 3. その他

- (1) 訪問看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いはできません。
- (2) 訪問看護師は、健康保険法により「利用者の心身の機能回復のために必要な療養上の世話や診療の補助を行うこと」とされています。これ以外の業務（調理・買い物・掃除等の家事一般）は承れません。
- (3) 訪問看護師等に対する贈り物や茶菓子等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

別紙

サービスに関する相談や苦情は、以下の窓口で受け付けております。

JCHO 徳山中央病院附属訪問看護ステーション	所在地 電話 FAX 受付時間	周南市孝田町 1 番 1 号 0834-28-4475 0834-28-4458 8 : 30~16 : 30 (土日祝を除く)
周南市 福祉部 高齢者支援課 介護給付・保険料担当	所在地 電話 受付時間	周南市岐山通 1-1 0834-22-8467 8 : 30~17 : 15 (土日祝を除く)
下松市 高齢福祉課介護保険係	所在地 電話 受付時間	下松市大手町 3-3-3 0833-45-1831 8 : 30~17 : 15 (土日祝を除く)
光市 福祉保健部高齢者支援課介護保険係	所在地 電話 受付時間	光市光井 2 丁目 2 番 1 号 0833-74-3003 8 : 30~17 : 15 (土日祝を除く)
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 電話 FAX 受付時間	山口市朝田 1980-7 083-995-1010 083-934-3655 9 : 00~17 : 00 (土日祝を除く)

予定の訪問をキャンセルする場合の連絡先 (訪問当日 9 時までにご連絡ください)

JCHO 徳山中央病院附属 訪問看護ステーション	電話	0834-28-4475
-----------------------------	----	--------------